

令和4年第6回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和4年6月22日（水） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	沖田 行司	教育委員	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	坂田 耕	教育部理事	沢田 美亮
管理監(教育総務担当)	中西 美智代	管理監(学校教育担当)	栗田 一路
管理監(校務支援担当)	久田 三智子	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	教育研究所長	宮居 伝
幼児課長	増井 章恵	こども政策課	小椋 学
こども政策課長補佐	小林 忠司	事務局(教育総務課長補佐)	池元 貴之

以上 20 名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それではただ今から、令和4年第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認について、委員の皆様には、第5回定例会の会議録をあらかじめ事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんでしたでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「第5回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「青地委員」と「山本委員」に署名をいただきたいと思います。
なお、今回の第6回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「篠原委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従いまして、報告から行います。
はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
本日は、3点報告します。まず1点目は、市議会の本議会でも質問をいただいたのですが、マスクの着用について少し話をさせていただきます。夏場を迎えまして、熱中症が非常に心配される中、文科省や厚労省ではマスク着用についての注意喚起がされています。ただ、注意喚起の中にあっても、人との距離が確保できている場合であったり、会話をほとんどしない場合であったりとか、いろんな注釈が付くような示し方がされているように私は受け取りました。そのような判断を子どもたちに委ねるとするのが非常に難しいと思いましたので、

子どもたちにはできるだけわかりやすい基準にしようということで、学校生活の中においては登下校を含め外では大きな声を出さなければ外していいですよという基準を設けさせていただきました。当然、体育の授業、水泳も含めてですが、体育館での運動も含めて大きな声を出さなければ外そうということを、県の方からしっかりと指導してほしいとお願いをしましたし、保護者の皆さまにも5月27日付けで全保護者に基準についての通知をさせていただいたところです。なかなか判断基準を示したとしても、子どもたちはマスクを外すことをためらっているというのが現実としてあるという状況です。最近の着用率を見ましても、決して低くはなっていません。高い着用率となっています。ただ授業においては、教員がしっかりと指導した場合には、一定外している。ただ、それでもなかなか外さない子どもたちがいるというのが現実かなと思っているところです。マスメディアにも、子どものマスク着用については大きく取り上げられるわけですが、最近の報道でも、コロナ収束後も約8割の方は何らかの形でマスクを着用していくという考え方をされているとの報道もありました。マスクを外すことへの抵抗感すら出てきていますし、顔パンツなどといった言葉も発せられています。様々な部分から日本特有の国民性といったものも伺えますが、熱中症のリスクは非常に高いですし、危険度はコロナ禍を上回るのではないかなと感じていますので、教員からは明確な指導をしてほしい、特に下校時には教員がマスクを外した上で、送り出す時に外しなさいという指示をしてくださいということを学校現場にはお願いしているところです。それでも難しいというのが現実ですし、私は大人がマスクを外すという判断をしていかない限り、子どもたちにマスクを外した日常は戻ることはないと感じているところです。最近、いろんな場面で市民のみなさんにあいさつをさせていただく時には、外で大きな声を出さなければ、マスクを外してもいいですよ子どもたちにも声を掛けてほしいとお願いをさせていただいているところです。そういった趣旨を教育委員のみなさんにも御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に小学校通学区域審議会から答申をいただきました。このことについては、今朝の産経新聞と滋賀報知新聞に掲載されたようですが、今回の通学区域審議会では能登川南小学校の児童数の増加、施設規模を超えることへの対応について、隣接する能登川西小学校、能登川東小学校の児童数減少を見込んだ上で適正規模化によって能登川南小学校の児童数の増加に対応するといったことを考えていきたい。それとともに長距離通学となっている地域については、その解消につなげられないかということの議論を進めていただいたということです。対応としては、子どもたちや保護者には転校について非常に負担感、あるいは不安感が大きいという声をいただきました。また、学校の新設であったり、校舎の増築といった対応ができないのかという声も多く地域の方からいただきました。学校の適正規模化というよりは、まずは能登川南小学校の児童数の増に対する対応が優先されるべきではないかといった声もいただいたところです。長距離通学につきましても多少の解消にはつながるが、安全面や通学時間に要する時間を勘案するとメリットはないのではないかという声を地域の方からいただきました。そのような中で審議会では山路町自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会、林地区に建設される新しいマンションについては諮問案のとおり校区を変更して能登川南小学校の児童数増に対応することが妥当といった判断をいただいたところです。校区を変更していただく地域の方からは、できるだけ今のままがいいという声の中で学校の新設であったり、増築で何とかしのげないかといった声が多かったのは事実です。しかしながら、諮問案にあるとおり校区を見直すことは妥当という判断をいただいたところです。長

教育長

距離通学については、もう少し地域と話し合う中で決めていったらどうかという御判断だったと思います。いずれにしても一定の判断を審議会からいただきましたので、この判断を基に地域とさらに話し合いを進めながら、柔軟な対応も取り入れて、そのような検討の余地がないかということも含めて、地域の方と一緒に話し合いを進めていきたいと考えています。

最後にもう一点は、中学校の運動部の部活動について地域移行ということが、スポーツ庁の有識者会議が6月6日に公立中学校の運動部の部活動について地域のスポーツクラブであったり民間事業者に委ねるといふことの提言をされたということです。私は教育長に就任した当時から働き方改革が課題とされていまして、運動部の部活動については、いくつか改革ということではないですが、朝練習をやめたり、平日の一日を休みにしたり、土日のいずれかを休みにしたり、このようなことで教職員の負担感を少しでもやわらげたいと取組を進めてきた上で、併せて課題としていまして、運動部に所属したくない教員が、経験のない競技の顧問を引き受けなければならないという実態であったり、その負担が基本的には時間外勤務となっている。もう一つは生徒数の減少から各学校に部活動が選択できるだけの数がないという実態がありまして、部活動をしたいがために校区を越えて通学をしている子どもたちも毎年30名程度あるというのが実態です。もう一つは、私は部活動がないということに衝撃を受けたのが、男子バレー部が9つの中学校に一つもないという現実がありまして、驚いてしまったのですが、そのような実態からすれば地域競技団体がそのようなことをどう捉えているかを含めて、話し合いをしながら中学校の部活動の在り方を考えていきたいと思っております。これからは、地域に委ねることは絶対に必要になってくると思っております。しかしながら、実際に動き出すことになると誰が受け皿になってもらえるのか、適切なクラブ数を市内に配置できるか、様々な課題が出てきます。そういったことに都度向き合いながらになるのですが、向き合うと本当にできるのかという部分もありますが、これは何とか進めていかなければならないという思いを強くしたところです。できるだけ早い段階で、この協議をスタートさせたいと思っておりますので、みなさんからも御意見いただければと思っております。以上、私からの報告とさせていただきます。

それでは、教育部長よろしく申し上げます。

教育部長

皆さま、こんにちは。教育部長の大辻です。よろしく申し上げます。

私からは、3点御報告いたします。まず議会関係では、一般質問が9日、10日、13日の3日間行われ、教育部に対しては6名の議員から質問がありました。答弁は、お配りしている資料のとおりですが、主な項目を御報告します。

辻議員からは、能登川地区の通学区域再編計画について質問がありました。質問内容は、これまでの審議会や地元説明会でも寄せられた質問や意見と同様の質問でした。その中でも議員が特に強調されたことは、能登川南小学校の児童数の推移についてです。議員の指摘は、教育委員会が推計しているほど、児童数は増えないのではないかというものでした。この推計については事務局では住民基本台帳による現在の0歳児からの数に、新たに宅地開発される区域の入居見込みを加え推計しています。推計の方法によって、その数は前後することはあっても、現在の校舎のキャパでは収まりきらないくらい増加を見込んでいるとお答えしています。また、南小学校はグラウンドの芝生管理に山路・林地区の方にたくさんボランティアで協力いただいているが、今後どうするのかといった心配もいただいております。

教育部長

櫻議員からは、子育て世代が本市に住みたくなるよう、子どもの文化的な習い事などを支援してはどうかといった趣旨の質問をされました。

吉坂議員と井上議員からは、通学路の安全対策について質問がありました。両名とも昨年千葉県八街市で発生した下校中の小学生を巻き込む事故を受け実施された通学路の緊急点検について問われました。本市では平成24年に京都府亀岡市で発生した通学路での児童を巻き込む事故以来、毎年教育委員会が中心となり警察、道路管理者のほか関係機関と通学路の危険個所の合同点検を行っています。今回の緊急点検についても、この一環で実施いたしました。今回点検した箇所については、国が重点的に予算計上し2023年度末までに対策を終えるとしています。本市では対策が必要な81箇所の内、抜本的な対策が必要や道路整備計画に合わせて改善する6箇所を除き、2023年度末には完了する予定となっています。

大橋議員からは、学校・地域の歴史教育について、山本議員からは、子どものマスクの着脱と給食時の飛沫防止ガードについて質問がありました。

次に16日に開催された福祉教育こども常任委員会についてですが、教育部から今議会に提案しています2議案の審議をいただき、能登川給食センターの備品購入に係る財産の取得につき議決を求めることについては、常任委員会では全委員賛成で可決されました。また物価高騰に伴う給食食材費の増額補正については、議会閉会日に採決の予定となっています。また、その他として、能登川地区の通学区域再編計画について説明しています。詳しくは、後ほど中西管理監から御報告いたします。

次にコロナの状況ですが、学校関係者の感染も激減し、先週の火曜日以降、感染者は発生していません。6月15日には滋賀県の警戒レベルがレベル1に引き下げられました。このことを受け、各学校には、レベル1に対応した感染症対策を実施するよう通知したところです。なお、感染対策のため中止していたフッ化洗口についても6月20日から再開をしています。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

こども未来部長をお願いします。

こども未来部長

皆さま、こんにちは。それでは、こども未来部からの報告です。まずは、新型コロナウイルスの滋賀県のレベル判断指標が6月15日から、レベル2からレベル1に見直しされ、基本的な感染対策をしながら社会経済文化活動を進めることとなり、これからの熱中症予防のためにも、過剰なマスク着用は控えるよう呼びかけをされているところです。

未就学児のマスクの着用は一律に求めないとされていますが、今までの習慣から、多くの子どもが室内ではマスクを着用していますので、子どもの体調に十分注意しながら徐々に通常の状態に戻していければと思っております。

さて、市内の学童保育所でおやつを食した児童がアナフィラキシー症状を引き起こし、緊急搬送される事案が4月以降2件発生いたしました。児童の命に関わる重大な事態として重く受けとめ、各運営主体を緊急招集し、再発防止を図るため、おやつの提供について、各学童保育所が統一した対応を実施するようにしたところです。詳細は、このあと、担当課長から説明をさせていただきます。

次に6月市議会定例会の質疑内容について御報告させていただきます。今回は7人の議員から御質問をいただきましたので、主なものを紹介させていただきます。

まず、戸嶋議員からは、多胎児の支援について、健康推進課で実施している多胎児家庭サ

こども未来部
長

ポート事業以外の多胎児への支援について、質問をいただき、子育て支援センターで実施しています、おひさま広場の取組を答弁させていただきました。この事業は多胎児を育てておられる同じ悩みを持ったお母さんたちが集まって、双子、三つ子の子育てを楽しむコツやアイデアを話し合ったり、情報交換を行う場として開設をしており、利用実績については、年4回開催で、延べ36組の親子が参加している旨答弁いたしました。

次に安田議員からは、蒲生幼稚園跡地の管理等について質問をいただきました。

跡地の管理については、年3回程度、他の施設と合わせて除草作業を実施していること、現状ある盛り土については、事業者から残土置き場として、市有財産使用許可申請があり、有償で貸出ししている旨答弁いたしました。

次の櫻議員からは、幼児施設から紙おむつを持ち帰らず、園で捨てられるようにすることについて、質問をいただきました。

現状は、公立園では全ての園で紙おむつの持ち帰りをお願いしておりますが、園で処分するためには、施設での衛生管理、保管方法、収集運搬、廃棄に係る費用負担、民間園との調整等、検討すべき課題が数多くあるため、これらの調査研究が必要であると答弁いたしました。

次に吉坂議員からヤングケアラーについて、認知度向上の取組などについて、御質問をいただき、ヤングケアラーの名称や概念等まだまだ社会的認知度が低いため、学校や地域への周知が必要であり、児童虐待防止推進月間等において、ケーブルテレビや国が作成したポスターやリーフレットを活用して広く周知を図る必要があること。そして今年度は認知度を向上させる啓発をより強化していく旨答弁いたしました。

また、竹内議員からは、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の申請が必要な世帯への情報提供及び相談体制の充実について御質問をいただき、申請方法や手続きに関する情報を市ホームページや広報紙で幅広く周知するほか、民生委員・児童委員にも情報提供を行い、また、庁内関係部局や社会福祉協議会などと情報共有を図り、相談体制の充実に努めていく旨答弁いたしました。

次に山本議員からは、幼児施設におけるマスク着用のルール of 現状と着用状況について御質問をいただきました。

幼児施設におけるマスク着用のルールは、2歳児クラスまではマスク着用を進めない。3歳児クラス以上は個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないとしています。

着用状況につきましては、2歳児クラスまでは着用していない。3歳児クラス以上は登園時は多くの子どもがマスクを着用しているが、戸外遊びや室内で体を動かす活動ではマスクを外している旨答弁いたしました。

次に田郷議員からは、見守りおむつ宅配便支援を拡充できないかとの御質問をいただきました。この見守りおむつ宅配便につきましては、子育て家庭から大変喜んでいただいております。商品につきましても、毎年行っているアンケート結果を基に見直し、84.5%の方から現在の商品で満足しているとの回答をいただいておりますので、今後も現状の取組を続けてまいりますとの答弁をいたしました。

また、同定例会におきまして、一般会計補正予算として、「公立認定こども園等の給食賄材料費について、食材費の物価高騰に伴う保護者の負担軽減を図り、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施するため、増額補正を行っております。民間園にも同じく支

こども未来部長	援を行うものです。報告は以上でございます。
教育長	ただ今の報告につきまして、御質問等ございませんか。
山本委員	こども未来部への櫻議員からの質問で、育児休業中は預けられなくなるということについて、待機児童があるからという答弁になっていますが、育児休業中の方が預けられなくなった空きのところ待機児童の方を入れているのですか。
こども未来部長	すでに上の子どもさんが園に入っている場合、3歳以上になっている場合は、小学校への進級の関係がありますので退園せずいられることになっていますが、3歳未満のお子さんは、育児休業を取られる場合は、一旦退所していただくこととなります。その場合は待っていらっしゃる必要性の高い方のお子さんを預らせていただきます。
山本委員	育児休暇の間はということですね。育児休業から復帰されたらどうなりますか。
こども未来部長	復帰される場合は、あらためて申請をしていただくこととなります。
山本委員	一旦、権利は消滅するということですね。
こども未来部長	そうです、あらためて審査をさせていただくこととなります。
山本委員	わかりました。もう一点、おむつの持ち帰りは、テレビで報道されていたのですが、滋賀県ではそのようにしていると批判的に報道されていたと思うのですが、東近江市では今後、持ち帰らないようにしようとされているのか、それとも持ち帰るほうが良いと判断されているのか、どうですか。
こども未来部長	現在、検討をしていますが、保護者としては当然園で処分をしてもらうほうが負担は減りますので、そのように望んでいる方が大半おられます。現状として3歳未満のお子さんでおむつを替えられる方について、段々おむつを替える回数が少なくなっていく。今日は3回替えた、それがしばらくすると2回になった、おむつ外しのタイミングを保育士と保護者が話をしていただきながら子育てに関することを共有できていると思うのですが、園では場を設けて全ての子どもさん毎に何回おむつを替えたかを管理して、保護者の方が迎えに来られたらそれを持って帰っていただくという手間をかけていますし、園で処分するととなると、どこかにおむつをまとめることになり、収集運搬とか一定の費用がかかりますので、たとえば週2回収集をすることで、その間は園に保管しないといけない、大きい園ですと一日200、300と発生しますので、それを2日間、3日間どう管理をしていくのか。そういったことをきちんと整理ができた段階で、あと保護者の負担の在り方とか、最終詰めることができれば、実施に向けて今検討している状況です。

山本委員

個人的な考えですけれど、持って帰ったらいいのかなと思います。結局、ごみ収集を園でしようが各家庭でしようが、行きつく先は一緒ですから。何回替えたとか管理のことはわかりますが、それは否定される内容ではないと自分では思ったので、どうなっているのかなとお聞きしたら、検討していただいているということで理解しました。ありがとうございます。

教育長

他にございませんか。

篠原教育長職務代理者

お子さんが生まれたときに一回保育園を退園されるという話を聞きまして、私のまわりにも双子のお子さんを預けている方がおられまして、2歳なのですが、夏に出産をするので退園しないといけないということを聞いて、なぜだろうとすごく不思議に思っていたのが、今説明を伺って、そのような理由があるということがわかりました。3歳以上は小学校に向けて毎日登校する、登園するという習慣のためにということで、3歳児以上は通園できる、2歳児以下は通園できないということは理解しましたが、親の立場からすると双子を育てながら、もう一人生まれるわけなので、すごく厳しいと思って、初めて聞いたときはすごく不思議だったというのがあるのですが、子育てしやすいまちを目指すのであれば、そこは変えていっていただきたいと思います。生んだ後の一週間、二週間は送迎なども大変なのでお母さんがされるとなると休んだ方がいいと思うのですが、その後育児をしながら双子の面倒を見ていくというのは大変だと思います。3歳、4歳ぐらいになると手伝いをしてくれるようになるので、逆に家にいてもいいのかなと思うのですが、親の立場としてそこは少し考えてもらいたいと思っています。

こども未来部長

その部分については、確かに言われるように、保護者の方にとっては継続して通園できるようにするのがいいと私も思うのですが、現状としてもう少し待機児童が収まってくるということになれば、そういう形になるかと思いますが、現状としては共稼ぎでどうしても園に預けなければならないという必要度の高い方が待っておられる。一方では自宅で子どもさんを見るために育児休業を取られる方がおられる。どちらを優先するかという判断になってくるかと思うのです。当然両方を優先できるといいのですが、現状では家におられる場合はお願いをさせていただいているということです。これを良しとしている訳ではないのですが、現状やむなくお願いをさせていただいているということですので、その辺りはもう少し定員の拡大なりが整ってくれば増やせると思いますが、しばらくは協力をお願いしたいと思っています。

教育長

待機児童のない地域でも同じ対応ですか。全地域で待機児童はないと思いますが、市内のエリア別で見ると、待機児童が全ての園にあるとは思わないので、一つのラインを引くと、地域間で不平等が出るといけないと思います。

こども未来部長

市内の扱いとしては同じにしています。これは点数となっていますので、必要度の高い方から入れるということです。どうしても育児休業で自宅におられる場合には点数が高くない。一定例えば15点以上の方を入れると判断をしましたら、そこからは漏れてしまうので、特定の地域だけ入れてしまうと、そこは均衡に欠けるということになりますので。

教育長	同じ点数でも空いているところがあれば入れるというのはありませんでしたか。
こども未来部長	ある程度は、能登川と永源寺が全く同じ点数かという、そのあたりは調整している部分があります。
教育長	そんなにうまくいかないと思いますが、確かに今言われたように4歳児、5歳児の方が家で見られるというのは、正直そのとおりかなと思います。3歳児、4歳児ぐらいなら小学校のために通い続けられないといけないとは、正直あまり思わないのですが。
こども未来部管理監（幼児担当）	<p>育児休業取得時の継続利用については、保護者の希望や地域の実情を踏まえた上で、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合等、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続利用を可能にするとされています。</p> <p>しかし、待機児童が3歳未満の子に多く、その中で点数の高い子、保育の必要性が高い子が控えていますので現在は難しいです。</p>
篠原教育長職務代理者	その点数の付け方というのは全国的に決められているのですか。市内独自の付け方というのはあるのですか。
こども未来部管理監（幼児担当）	それはどこも一緒だと思われま。
こども未来部長	基本は一緒ですが、全てが同じということではないです。市町の判断で作っている部分もあります。
教育長	例えば、湖東は以前の状況と比べると施設的に随分空いているように思うのですが。それはかなり減ってきているということですね。
こども未来部管理監（幼児担当）	3歳以上児は減少していますが、未満児は減っていません。
教育長	未満児の取り方と考え方であって、もう少し工夫すれば未満児を取れるような気がします。何が足りないのかという話だと思います。保育士が足りないのか、施設のキャパが足りないのか、前からずっと言っていますが、その辺の考え方をもう少し整理して、本当にそのようなニーズがあるなら、そのニーズに合わせた形の設備的な、部屋の割り振りをもう少し工夫するとかがあって、未満児がずっと足りない状況が恒常的に続いているので、未満児の率が従来と変わっていないというのを私は感じています。通常、3歳以上になるとほとんどどこかに入るとというのが通例になるのですが、未満児が何%かと言われたら、あんまり増えていない、受け入れ体制として、50パーセントとしているのか、40パーセントとしているのか、60パーセントとしているのか、そのパーセンテージというのは従来より高まっていると

教育長

思います。その高まりに応じた形で、施設面が高まっているのかというところと少しクエスチョンが付くのではないかなと想像するわけです。ですからその辺は適切な、未満児のキャパをどう捉えるかということをやっているかないと、ずっとこの問題は解決しないのではないかと、預かりたいという思いはあるが、施設的な部分で預かれないということを解決していこうと。その辺のキャパの考え方を整理して。例示した湖東でいうと二部屋ぐらいは未満児向けに転用できるのではないかと考えています。

その他はありませんか。それでは議案のほうに移ります。

議案第12号東近江市社会教育委員の委嘱について、担当課から説明をお願いします。

(生涯学習課から説明)

生涯学習課長

生涯学習課の中西です。よろしくお願いします。議案第12号東近江市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。現在、社会教育法第15条第2項及び東近江市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、東近江市教育委員会が委嘱するとして、15人の社会教育委員を委嘱しておりますが、このうち、各団体の代表者の交替により、新たに3人の委員を委嘱するものです。

今回、委嘱するのは、学校教育関係者として永源寺中学校校長の成宮弘幸さん、社会教育関係者としてPTA連絡協議会会長の森鉄兵さん、同じく社会教育関係者として子ども会連合会会長の植田由実子さんです。任期は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとなります。御審議、よろしくお願いします。

教育長

説明が終わりました。この件につきまして御意見、御質問はございませんか。役職の交代ということですのでよろしいでしょうか。

それでは議案第12号につきまして、御承認いただけるということによろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

議案第12号東近江市社会教育委員の委嘱については原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。6月16日に行われました「福祉教育子ども常任委員会の報告について」教育部、教育総務課から「能登川地区小学校通学区域再編計画について」報告をお願いします。

(教育総務課から報告)

管理監(教育総務担当)

皆さん、こんにちは。教育部管理監の中西です。私からは、能登川地域の通学区域再編について御報告いたします。先ほど、教育長の冒頭の挨拶において報告がありましたが、小学校通学区域審議会は昨年11月24日の第1回審議会以来7箇月に渡り、審議を進めていただいておりますが、6月15日に第6回審議会が開催され、答申をまとめていただきました。答申書は、6月17日に、藤野智誠審議会長から正式に藤田教育長に手渡していただきました。

答申については、お手元にお配りしましたとおりです。それでは、答申について説明いたします。

最初に、今回の能登川地域の通学区域再編にあつては、1 能登川南小学校の児童数の増加により、教室等教育施設の不足への対応。2 能登川南小学校の大規模校化の解消（1 学年 4 学級程度）、能登川西小学校、能登川東小学校を 1 学年 2 学級程度とする適正規模化。3 長距離通学を解消し、児童が通学において過度の負担とならない適切な通学距離を設定すること。以上 3 つの課題を解消することを目的としています。

この課題を大きく 2 つに分け、一つ目の枠では、第 1 課題と第 2 課題について二つ目の枠では、第 3 課題について答申されています。

一つ目の枠の①では、諮問は、山路町と林町の町単位としていたものを、答申では、山路町自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会、林地区新築マンションと自治会区単位とし、この 4 つの自治会については、南小学校区から校区変更することが妥当と判断されました。これは、自治会単位で弾力的な運用が必要と判断されたものです。

一つ目の枠の②では、山路町は能登川西小学校、林町は能登川東小学校へとしていましたが、答申では新たな小学校区は、今後、自治会及び保護者との協議により決定することとされました。これは、山路町自治会と林町自治会からまちづくりの観点から、分断することは好ましくないとの要望をいただいたことに配慮されたものです。また、レインボーシティ、林地区新築マンションは、東西小学校いずれにしても、通学距離が長くなることや県道 2 号線を横断しなければならないことを配慮して、今後の人口動態を鑑みて、教育委員会で学区外通学等も検討しながら柔軟に対応するようとの意味が含まれています。

また、対象となる 4 自治会が、東西小学校のいずれを選択されても、2 小学校の内 1 小学校の適正化は図れると判断されています。

次に二つ目の枠の③では、3 つ目の課題である長距離通学の解消についての答申となっています。諮問では、現在、長距離通学によりスクールバスを利用している長勝寺町、神郷町を通学距離が短くなる、能登川南小学校区としていましたが、答申では、今後、自治会及び保護者との協議により、教育委員会で最終決定することを委ねられました。

これは、神郷町の総意で、東小学校区に残りたいとの要望を受け、これまで長勝寺と神郷は同様のエリアとしての対応を検討していたものを、長勝寺町が南小学校を選択し、神郷町が東小学校を選択することを可能にできるものです。

なお、再編の時期については、この答申には明記されていません。これは、今後の人口動態による児童数の推計に注目して、最終は教育委員会で判断するようとの考えからです。

今回の答申は、3 つの課題を一定解消できるものであり、対象自治会の要望にも配慮されてまとめていただいたものと思っております。

今回の答申に当たって、審議会では、諮問に対し、大枠の方向を決定していただきました。今後は、より具体的な課題を、保護者や自治会の要望に添って、柔軟に、弾力的に、積極的に対応し、解決していくことが、教育委員会の事務局に求められています。これまで、自治会説明会で、様々な意見をお聞きしていますので、付帯意見にもありますが、その要望に応えられるよう、また、能登川地域の子どもたちが良好な教育環境で学ぶことができるように、引き続き、教育部が一丸となって丁寧に対応をしていきたいと考えております。

今後のスケジュールとしては、対象自治会において再度、答申内容の説明を行い、協議を重ねて細部にわたる方針を決定していくこととなります。令和 4 年中に、教育委員会におい

管理監（教育 総務担当）	て、能登川地区小学校通学区域再編計画を決定する予定となっています。
	教育委員の皆様におかれましては、事務局が自治会や保護者と協議をしてお示しする案について、最終決定をしていただくこととなります。これまで、経過説明をさせていただいてきましたが、今後、さらに具体的に御説明をさせていただく時間を設けて、できれば能登川地区の小学校にも足を運んでいただく機会も作りたいと考えていますので、何卒よろしくお願い申し上げます。私からの報告は以上です。
教育長	ありがとうございます。答申内容につきまして報告いただきました。御意見、御質問等があればお願いします。
山本委員	事前にもらっていた答申の資料では、よく理解できなかつたのが、今の説明でよくわかりました。自治会単位になったということですね。自治会で協議、決定するものとするというのがよくわからなかつたのですが、そういうことなのですね。
篠原教育長職 務代理者	確認なのですが、山路町と林町は自治会の方から一緒がいいと言われたのですか。
管理監（教育 総務担当）	できれば今までのつながりがあるので、一緒のほうが望ましいのではないかとということです。
篠原委員教育 長職務代理者	その地域が一緒に東に行くということになって、レインボーシティも東に行くということになってもいいのですね。
管理監（教育 総務担当）	どちらかという、山路町は目の前に西小学校がありますので、山路町が東小学に行くということはないと思われるのですが、どちらかに偏ったとしても、今までは東、西両方の適正規模化を考えていましたが、どちらかの適正規模化は図れるので、それでいいという判断をしていただいたということです。
山本委員	大枠1の②の一番下、2小学校の内、1小学校の適正規模化が図れると判断するということですね。
管理監（教育 総務担当）	一番いいのは東も西も、そして南も3つの小学校について適正規模化が図れることですが、今回そこまでは言わないということです。
青地委員	答申については説明していただき、よくわかりました。要するに心配していますのは、その他のところ、再編の時期については今後の人口動態を見て、最終は教育委員会で判断することですが、目安がいつになるかは、決定はまだわかりませんよということですが、目安の時期というのはあるのですか。
管理監（教育 総務担当）	諮問をさせていただいた時は令和6年度からと考えていたので、事務局としては令和6年度から決めておいて、経過措置で弾力的に運用できるほうがいいのかと考えています。

青地委員

大変難しいところだと思いますが、学校のキャパもありますし、マンションなど新しい住宅がどうなっていくのかという、いろんなことも絡んでいるので、その状況を見極めながら判断しないといけないかなと思います。それと長距離通学のことですが、これについてはいずれにしても、2つの自治会の通学距離が長くなると。これについても今後の人口動態を見ながらとなっているのですが、当然徒歩の通学となりますよね。何か特別な対応を考えていますか。

管理監（教育
総務担当）

今、長勝寺町と神郷町の1、2年生はスクールバスで通学しています。

本当は南小学校の児童数が増えるので児童数を減らしたいという再編計画で長距離通学も解消しようと考えていたのですが、長勝寺町は1キロメートルほど距離が短くなりますので、南小学校に通いたいと言われているのですが、神郷町は通学距離がそれほど短くなりませんし、今まで通り慣れた道を通うほうが良いということと、神郷町は大変大きな自治会で神郷町の中でも三つの地域に分かれていまして、そうすると地域によっては南小学校に行くほうが遠くなるので、神郷町の中心地点で測ると長距離通学の対象とならないのではないかと、バスを使用しなくてもいいので東小学校に通わせてほしいと総意で言われました。それならば今回長距離通学の解消と考えておりましたが、対象地域から外すかどうかは教育委員会で判断してくださいとの答申をいただいたということです。

教育長

私は全く地域状態を知らない人から見れば妥当な内容との判断で諮問をさせていただいたところですが、しかしながらやはり地域によって、いろんな思いを持っておられる。ここ数箇月、スタートからですと約6箇月の間にいろんな御意見をいただいたところです。今の長距離通学につきましても、多少でも短くなるのであれば、そちらのほうがベターだとは思っていませんでした。私の孫が現在2.6キロ歩いているのですが、300メートル、400メートルでも短くなるのであれば、そのほうが良いと思っていまして、子どもたち、特に1年、2年生は重い荷物を持って、月曜日あたりは背負いながら、持ちながら学校に行くわけです。そのようなことを考えると、できるだけそのような負担は除けるのであれば除いてあげたいとの思いは強く思っていまして、長勝寺町と神郷町というのはスクールバスのエリアを決める時に一つのエリアと捉えていまして、それを分けて判断するのはなかなか難しいということから、今の諮問内容になっているのですが、地域によってはいろんな思いがあるなど、考えさせていただきました。

ただ地域としても、もう少し長い視点を持って最終的に判断いただければと思っています。そのような形で、今後も丁寧に話し合いを続けていきたいと思っています。

沖田委員

数合わせではなくて、このように区域を変更するのに、子どもたちにとってどのような教育的なメリット、プラスの要素があるのかということでしょうね。ただ慣れ親しんでいるからいいという問題ではなくて、言われたように通学の時間とか、そういう意味では子どもの安全の問題であるとか、そのような要素を理解してもらおうということが重要ではないですかね。

山本委員

先ほど神郷は東小のままというので、総意でと言われましたが、地元説明会で正式にそのような返答をされたということですか。

管理監（教育 総務担当）	保護者がこのような理由で私たちは東小学校にこのまま行きたいということを、自治会の総意ですとプレゼンテーションをされました。
山本委員	これは学校に通っている子どもさんがいる保護者の方からですか。
管理監（教育 総務担当）	はい、例えば能登川南小学校へ通った場合、この道を通うことになると、そうすると今まで東小学校に通っていた道と比較すると、かなり環境が悪くなる。距離は短くなるが通学時間は変わりませんということを、しっかり示されて、私たちは南小学校に行くことに対して、全員の思いを持って反対ですと言われました。
山本委員	そうですか。私は勝手にそのような保護者の意見ではなくて、古くからの慣習みたいところで出たのかなと思ったので。保護者からの意見であれば一番大事にしないといけない意見なのかなと今思いました。
教育長	今の意見ですが、隧道ができましたよね。隧道のラインの県道があるのですが、そこを横断する子どもたちが本当に多いです。今現在はほとんどが一箇所の信号を渡ることになるのですが、かなり集中しているのです。今ぐらいの人数であれば何とか渡れている状況だと思っていますが、神郷から御指摘をいただいたので、これはいけないなと正直思いまして、分散をさせないといけないと課題提起をいただきまして、それについては神郷がどうということではなく、今度は新たな開発区域ができますので、そこを通る子どもたちの人数が圧倒的に増えますので、今後を考えると分散させて信号機で停滞するということをできるだけ避けるよう、地域の方とも考えていく必要があると思っています。
こども政策課 長	<p>よろしいでしょうか、それでは引き続きましてこども政策課から、五個荘こどもの家第3学童の開所についてと、学童保育所における食物アレルギーの発症についての報告をお願いします。</p> <p>こども政策課の小椋です。よろしくお願いします。</p> <p>私から、報告事項一つ目の「五個荘こどもの家 第3学童の開所について」説明します。</p> <p>A4サイズの資料を御覧ください。最初に、大きな1点目、6月15日現在の五個荘こどもの家の「学童の状況」についてです。一つ目の運営主体につきましては、NPO法人東近江学童保育ネットワークが運営管理を行っています。次に、二つ目の学童児童数については、第1学童が48人、第2学童が55人の103人が利用しています。次に、三つ目の待機児童数については、14人です。4月に報告しました4月1日現在の待機児童数は19人でしたが、5人減少しています。これは、待機児童の保護者へ第3学童の入所承諾を案内したところ、辞退の申し入れがあったためです。次に、大きな2点目、「第3学童の体制」についてです。</p> <p>最初に、一つ目の「開設日」ですが、指導員の確保ができましたので、7月1日（金）から開所させていただきます。次に、二つ目の「学童保育所」の場所ですが、五個荘小学校1階にあります日本語教室（62㎡）を利用します。次に、三つ目の「利用する児童数」ですが、第1学童、第2学童と調整し、第3学童は25人とする予定です。次に、四つ目の「指導員数」</p>

こども政策課長	<p>ですが、正職員として指導員2人、パートタイムとして補助員1人の体制でスタートします。次に、大きな3点目、「施設の利用」についてです。下に、五個荘小学校の平面図で位置を示していますので、御覧いただきながらお聞きください。第3学童の利用施設につきましては、屋外への出入、そして近くにトイレがあること、出入口は屋根付きテラスとなっています。雨や炎天を防ぐことができますので、学校を利用する中では最適な場所と考えています。利用につきましては、平日の午後からと長期休み期間中を利用します。</p> <p>ただし、日本語教室とトイレ以外の校舎内は、教室が全てオープン式となっています。指導員や補助員が児童の行動を見られる範囲として教室側にはパーテーションで仕切らせていただきます。五個荘こどもの家につきましては、これで待機児童が解消します。</p> <p>今後も、学童運営につきまして、待機児童の解消に向けて取り組んでまいりますので御理解と御協力をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
篠原教育長職務代理者	この中は、よく知っているのですが正門から入って、出入り口に行くには駐車場の方を回って出入りするということですか。
こども政策課長	子どもの行動範囲については、正門からグラウンド側のほうを回って裏手に入っていて、トイレの裏を通って中に入ってもらおうという行動を考えています。
山本委員	第1学童、第2学童はどこにあるのですか。
こども政策課長	五個荘小学校の正門の前の道路を渡っていただいて、旧の図書館がありますが、そこが第1学童、第2学童になります。
教育長	よろしいですか、それでは続いて学童保育所における食物アレルギーの発症について報告をお願いします。
こども政策課長	<p>報告事項二つ目の「学童保育所における食物アレルギーの発症について」説明します。</p> <p>A4サイズの資料を御覧ください。最初に、大きな1点目としまして、「食物アレルギー症状発症児童の対応について」です。発生日は、「5月16日月曜日」です。この児童のアレルギー情報は、「小麦アレルギー」で、今回この児童がアレルギーを起こしたおやつは、「ベビースターラーメン」のお菓子です。</p> <p>一つ目の「経過」についてです。5月16日午後3時頃、その他の児童とともに食物アレルギーを発症した児童はおやつを食べ、午後3時50分頃に、体のかゆみや目の周りに赤みなどの症状が表れ、アナフィラキシー症状を引き起こしました。児童が携帯していましたエピペンを使用したのですが、うまく打てなかったため、指導員が母親へ連絡し来ていただき、児童の症状を確認したのち、119番通報し同時にドクターヘリを要請されました。</p> <p>ドクターヘリで近江八幡総合医療センターへ搬送され、児童は病院で点滴の投与を受け、容態は安定して、その日は様子を見るため入院となりましたが、容態は正常な状態に戻り、翌日には退院となりました。</p>

こども政策課
長

二つ目の原因につきましては、児童が食べたおやつの中に、「ベビースターラーメン」が入っていました。これは学童が、その他の児童のおやつに準備したもので、指導員がおやつを小分けした時に「ベビースターラーメン」が、その他の児童のおやつと混じたのか、または、棚の上が食物アレルギーを発症する児童の専用のボックスがあり、下にはその他児童の棚が設けてあり、分けて保管する時に、入れ間違えたのが原因と考えられます。

三つ目の「市の対応」につきましては、市の幼児課養護教諭に来てもらい、エピペンの練習キットを用いて模擬練習を実施し、エピペンの使用について訓練を行いました。また、現場への指導として、アレルギーを発症する児童のおやつについては、その他の児童と離れた場所に保管すること、そして、児童のおよつの袋だと見分けが付くよう、指導員へ周知徹底と意識をしっかりと持つことなど現場の改善を指示しました。

親御さんの状況については、児童の退院後、親御さんと指導員、運営主体である学童保育ネットワークが今後の対応について話し合わせ、児童は元気に学童を利用されています。

次に、大きな2点目も同じく、「学童保育所における食物アレルギーの発症について」報告を申し上げます。発生日は、「6月7日火曜日」です。この児童のアレルギー情報は、「カシューナッツアレルギー」で、今回この児童がアレルギーを起こしたおやつは、「ブラックサンダー」のお菓子です。

一つ目の「経過」についてです。6月7日午後4時頃、その他の児童とともに食物アレルギーを発症した児童はおやつを食べ、午後4時45分頃に、児童は咳が出始め、体にかゆみなどの症状が表れ、アナフィラキシー症状を引き起こしました。すぐに指導員が119番通報し、救急隊が到着すると児童の症状を確認後、ドクターヘリを要請されました。ドクターヘリで近江八幡総合医療センターへ搬送され、児童は、病院で点滴の投与を受け、容態は正常な状態に戻り、翌日には退院となりました。

二つ目の「原因」につきましては、この児童のおやつは、学童保育所で準備し、指導員がカシューナッツの成分が入っているものは事前に取り除いていましたが、この日食べたおやつ「ブラックサンダー」には、カシューナッツが入っていました。指導員は、成分表示を確認せずに、児童に渡してしまったことが原因ですが、「ブラックサンダー」には、カシューナッツが入っているものと、入っていないものがあって、入っていないブラックサンダーと思い込んだ過信によるものであります。

三つ目の「市の対応」につきましては、度重なる児童の命に関わる重大な事態として重く受け止め、全7箇所の運営主体と6月9日（木）に緊急会議を開催し、市は児童の事故を未然に防ぎ、再発の皆無を確保するため、代表者とともに学童保育所でのおよつもの取扱いについて、食物アレルギーを発症する児童のおよつは、保護者で準備していただくようお願いすることに決定し、理解を求めるよう確認しました。

現在、各学童保育所におきまして、保護者との面談の調整を行っています。早くに面談されたところでは、事態を理解していただき承諾していただいた保護者がおられると聞いています。引き続き、各運営主体と学童保育所と連携し、このような事案が起らないよう未然に防ぐ対応を図ってまいります。以上で、説明を終わります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

アレルギーを持っているお子さんのおよつは、保護者が準備していただくよう随時説明し

山本委員	て、理解されている保護者もいらっしゃるということは、理解を示していない保護者もあるということですか。
こども政策課長	全部の調整がまだ整っていないのですが、今学童へ対して状況を聞かせてもらっているところでして、今面談中のところもありますし、わかりましたと言われる保護者もあるとは聞いているのですが、全てが終わっていませんので、結果はまだということです。
教育長	これは小袋ごとに分けているということですね。ベビースターラーメンを取り除くということは小袋ごと取り除くという意味ですよ。
こども政策課長	セットにしていまして、ベビースターラーメン以外も、4種類5種類を一つの袋に入れて一人ずつ配っているということです。
教育長	ベビースターの小袋は、そこから取り除いている対応が基本的なルールだったということですね。 もう一つのケースは、ブラックサンダーのカシューナッツ入りは取り除く、本来なら入っていないのを代替に入れるというのがルールであったとの解釈をすればいいのですか。
こども政策課長	学童が用意されたものについて、カシューナッツが入っているものということで抜いて、違うお菓子があれば、カシューナッツが入っていないお菓子を入れて、できるだけ他の児童と同じようなものを食べられるようにしていただいていたということです。
教育長	入っているものと入っていないものがあるというのは別として、基本的には入っているものは取り除いて、入っていないものを代わりに入れるというルールがあるわけですか。
こども政策課長	はい、そうです。
教育長	児童が自分でエピペンを打つというのは、それでいいのですか。学校はどうなっていますか。
管理監（学校教育担当）	学校は、私も打ったことがあります。教員が練習をします。そのような場合は、高学年の子どもは打てるのですが、3年生以下は力がないので、教員が打つことになります。
教育長	それは指導員が打つということになっているのですか。
こども政策課長	実際のところ、指導員も打てないというか、そこまで知識がないといえますか、打てなかったのが児童が打とうとしたのですが。
教育長	今後はどうなりますか。

こども政策課	すぐにエピペンの講習をして打てるようにしているところです。
教育長	指導員が打つということに決めましたかということです。子どもが打つのではなくて。
こども政策課	そうです。指導員が打つことにしています。
沖田委員	お子さんは事前にどのようなアレルギーがあるか、入所の時にチェックしているのですか。
こども政策課長	入所の際にはチェックしています。
教育長	これは、学校給食の情報と共有しているのですか。あまり共有しているという意識はないのですが。
学校給食センター所長	給食は保護者から学校に提出される管理指導票をいただいて、そこに書かれている内容により保護者の方と面談しアレルギー対応を決定しているだけです。
教育長	学童と共有していることはないのですね。
学校給食センター所長	管理指導票に書かれている内容は個人情報ですので、保護者や学校の許可なくこちらからは何も出していません。
教育長	<p>どのようなアレルギーがあるかを共有していることはないのですね。</p> <p>学校には給食用に提出するが、同じものを学童と共有できると間違いなく全部把握できるのですが。最近はいろんなアレルギーが、以前なら卵と小麦といくつかの品目だけだったのが、この頃は色々な品目が加わっているので、学校でも給食でも大変なエネルギーを使いながら対応してもらっていますが。どのような形で捉えているかですが、とにかくきっちりしないといけないので、要は保護者が与える分しか食べないというのが徹底できるといいのですが、子ども同士だと危ないかなと思われそうです。</p>
こども政策課長	そうです。指導員がどこまで見ていただけるのかというのは、現場でやっていただかないといけません。なるべく離れてそういったものが混入しないような状況を作っていたらいいようにしてもらっているということです。
教育長	ルールで保護者が持ってきたものしか食べたらだめですよということは、それでいいと思いますが、逆に言うとそれを徹底すると、指導員がこの子は何のアレルギーがあるのかという知識は薄くなる可能性が無きにしも非ずかなと、全て保護者任せという感覚が出る可能性がないとは言えないかなという気が少しあります。

こども政策課
長

たしかに、そのような心配はあるのですが、意識を高めていただくというような指導を行っているところです。

篠原教育長職
務代理者

小学3年生の男の子で、おやつがベビースターラーメンということは結構有名なお菓子なので小麦が入っていたことは、わかっていたと思うのです。わかってなかったとしても、子どもに対しての教育をもう少し御家庭でもされるべきだし、自分の命に関わることだから、保護者の方が用意したものしか食べないと決まっているのであれば、子どもに絶対他の子からもらってはいけないということを、もっと徹底するように、自分の命を守らないといけないということを教えないといけないので、そちらの方もよろしくをお願いします。

教育長

それではよろしいですか。続きまして「4 その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。

- 教育研究所・・・教育研究所だより
- 生涯学習課・・・報告事項
- 図書館・・・報告事項
- 学校教育課・・・市内小中学校行事予定
・・・教科用図書採択のやり直しに対する請願書の提出について

各課からの報告について、御意見や御質問がございませんでしょうか。

以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

(意見、質問等なし)

教育長

次回の第7回定例会ですが、次第にありますように、令和4年7月20日(水)午後1時30分から、「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催いたしますので、よろしくをお願いします。

また、第8回定例会は教科書採択も含まれておりまして、関係市町が同じ日に開催されますので、8月24日(水)の午前、議案の関係で午前9時から午前9時30分から「市役所東庁舎 A会議室」にて開催します。教育委員の皆さんにはあらためてお知らせしますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、事務局から当面の日程について連絡と確認がありますのでお願いします。

事務局

(当面の日程について連絡と確認)

教育長

それでは以上をもちまして、令和4年第6回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後3時15分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
